２０２６年度 改正箇所等一覧（２級ＦＰテキスト 2025－26 年版 AT125～325 版対応）

2025～26 年版AFP・2級FPテキストは、2025 年度の税制や制度に基づく記述となっています。当改正資料は、2026 年4月現在における標記テキストの改正箇所等を一覧でまとめたものです。テキストの分冊ごとに該当ページと改定内容を記載していますので、ご確認のうえご活用ください。なお、当資料は、原則として2級FP技能検定試験に影響があると推測される項目および分野についてまとめています。

第１分冊　ライフプランニングと資金計画／社会保険・公的年金・企業年金

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 32

給与所得控除額の最低控除額引き上げ</td><td>1）給与所得金額の算出（第１段階）

図表 1-24・給与所得控除額の速算表（2026 年・2027 年分）
<table>
<tr><th>給与等の収入金額（A）</th><th>給与所得控除額</th></tr>
<tr><td>220 万円以下</td><td>74 万円</td></tr>
<tr><td>200 万円超　360 万円以下</td><td>（A）×　30%＋　8 万円</td></tr>
<tr><td>360 万円超　660 万円以下</td><td>（A）×　20%＋ 44 万円</td></tr>
<tr><td>660 万円超　850 万円以下</td><td>（A）×　10%＋110 万円</td></tr>
<tr><td>850 万円超</td><td>一律 195 万円</td></tr>
</table>
《給与所得控除額の計算例》：1 行目
給与収入 200 万円の給与所得控除額＝~~200 万円×30%＋8 万円＝68 万円~~ → 74 万円</td></tr>
<tr><td>p. 48

支給額改定</td><td>(2) 児童扶養手当

② 支給額
2026 年度における全部支給額は、児童１人の場合は月額 48,050 円で、児童２人目以降は１人増えるごとに 11,350 円が加算される。</td></tr>
<tr><td>p. 49
制度改正
記述変更</td><td>(4) 高等学校等就学支援金
2026 年度から保護者等の所得要件が撤廃され、すべての世帯の高校生が給付対象となった。公立高校の支援上限額は月額 9,900 円（年間 11.88 万円）と変更はないが、私立高校の支援上限額は月額 38,100 円（年間 45.72 万円）に拡大された。</td></tr>
<tr><td>p. 51
制度改正
記述変更</td><td>3）資産基準
生計維持者の数を問わず、現金およびこれに準ずるもの、預貯金、有価証券の合計額が 5,000 万円（後述の多子世帯授業料無償化は 3 億円）未満でなくてはならない。なお、…</td></tr>
<tr><td>p. 58
制度廃止
記述変更</td><td>６．教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
2026 年度税制改正において、2025 年度末の期限到来により廃止された。なお、過去の特例利用者については、贈与の時期に応じた措置が継続適用される。</td></tr>
<tr><td>p. 64
床面積要件
の緩和</td><td>(1) 財形住宅貯蓄
④ 取得する住宅の条件
……
・床面積（区分所有建物は専有部分の登記面積）が 40 ㎡以上であること</td></tr>
<tr><td>p. 72～73
床面積要件
の緩和</td><td>１．財形住宅融資
4）返済期間、床面積など
・新築の場合の床面積は 50 ㎡（マンションは 40 ㎡）以上 280 ㎡以下。</td></tr>
</table>

次ページへ続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 75・76

融資条件
の改定</td><td>
５．フラット３５

1）主な融資条件

③ 床面積要件等

・新築戸建の床面積は ~~70 ㎡~~以上、マンション等は…… → 50 ㎡以上

④ 融資限度額

・100 万円以上 ~~8,000 万円~~以下（1 万円単位）で…… → 1 億 2,000 万円以下
</td></tr>
<tr><td>p. 77
融資対象拡大

限度額引上げ</td><td>
2）フラット５０

融資対象を長期優良住宅（200 年住宅）、予備認定マンション、管理計画認定マンションのいずれかに適合する住宅に限定した住宅ローンで、…

・融資金額は 100 万円以上 ~~8,000 万円~~以下限度で…… → 1 億 2,000 万円以下
</td></tr>
<tr><td>p. 77
限度額引上げ</td><td>
3）リバース６０

（5 行目）…50%または 60%の範囲鳴いて、~~8,000 万円~~を上限に… → 1 億 2,000 万円
</td></tr>
<tr><td>p. 77
限度額引上げ</td><td>
4）グリーン・リフォームローン

~~① 500 万円~~ → ① 1,000 万円
</td></tr>
<tr><td>p. 88

図表改定
税制改正</td><td>
(1)控除率と控除対象年末残高

2026 年 1 月～2030 年 12 月の間に……

図表 1-63
<table>
<tr><th rowspan="2">住宅の区分</th><th colspan="2">居住開始年と控除対象年末残高</th><th rowspan="2">最長
控除期間</th></tr>
<tr><th>2026 年～2027 年</th><th>2028 年～2030 年</th></tr>
<tr><td>認定住宅</td><td colspan="2">4,500 万円（5,000 万円※1）</td><td rowspan="2">13 年</td></tr>
<tr><td>ZEH 水準省エネ住宅</td><td colspan="2">3,500 万円（4,500 万円※1）</td></tr>
<tr><td>省エネ基準
適合住宅</td><td>2,000 万円×13 年
（3,000 万円※1）</td><td>控除対象外
（例外適用あり※2）</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の住宅</td><td colspan="2">控除対象外</td><td></td></tr>
<tr><td>控除率・控除額</td><td colspan="3">借入金の各年の控除対象年末残高×0.7%</td></tr>
</table>
※1：（　）内の金額は、子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが 40 未満の者、または 19 歳未満の扶養親族を有する者）に適用される年末残高の上限。

※2：2027 年までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅、または登記簿上の建築日付が 2028 年 6 月 30 日以前である同新築住宅に、2028 年 1 月～2030 年 12 月までの間に居住開始の場合は適用対象（2,000 万円上限×10 年）となる。
</td></tr>
<tr><td>p. 88

図表改定
税制改正

1）記述削除</td><td>
図表 1-64・既存住宅の取得、増改築の場合
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>居住開始年と控除対象年末残高</th><th>最長
控除期間</th></tr>
<tr><th>2026 年 1 月～2030 年 12 月</th></tr>
<tr><td>認定住宅</td><td rowspan="2">3,500 万円（4,500 万円※）</td><td rowspan="3">13 年</td></tr>
<tr><td>ZEH 水準省エネ住宅</td></tr>
<tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>2,000 万円（3,000 万円※）</td></tr>
<tr><td>その他の住宅・増改築等</td><td>2,000 万円</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td>控除率と控除額</td><td>借入金の控除対象年末残高×0.7%</td><td></td></tr>
</table>
※：（　）内の金額は、子育て特例対象個人に適用される年末残高の上限

~~1）子育て世帯等に対する控除対象年末残高の特例~~（適用期限到来のため）
</td></tr>
<tr><td>p. 88

※印の
記述変更</td><td>
(2) 主な適用要件

① 住宅の床面積（登記面積）は 50 ㎡以上……

……

※1：合計所得金額 1,000 万円以下の年は床面積の下限が 40 ㎡以上に緩和される。

※2：子育て特例対象個人は、控除対象年末残高の上乗せ措置か、床面積要件緩和措置（40 ㎡以上）の選択適用となる。
</td></tr>
</table>

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等
p. 89 新項目 追記	**1）災害危険区域等の新築住宅の適用除外（2028 年 1 月施行）** 個人が災害危険区域等（災害危険区域、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域をいう）において、居住用家屋の新築（一定の建替は除く）や新築建物を取得し、2028 年１月以後に居住開始した場合は、住宅ローン控除の適用は受けられない。
p. 89 1 行目 期限延長	**2）住民税における住宅ローン控除** ~~2022 年 1 月～2025 年 12 月~~の間の居住開始… → 2026 年 1 月～2030 年 12 月
p. 89 3 行目 期限延長	**２．既存住宅に係る耐震改修工事費用の所得税額控除** ~~2025 年 12 月 31 日~~までに居住開始… → 2026 年 1 月から 2028 年 12 月
p. 90 5 行目 期限延長 文末に追記	**３．住宅特定改修に係る特別税額控除** …かつ、~~2024 年 1 月～2025 年 12 月~~までに… → 2026 年 1 月から 2028 年 12 月 なお、合計所得金額が 1,000 万円以下の年は、床面積 40 ㎡以上 50 ㎡未満であるものも控除対象となる。
p. 91 3 行目 期限延長	**2）子育て世帯等に対するリフォームの特例** …~~2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日~~の間に… → 2026 年 1 月～2028 年 12 月
p. 91 2 行目 期限延長	**４．認定住宅等の新築等に係る所得税額の特別控除** …、かつ、~~2025 年 12 月 31 日まで~~に… → 2026 年 1 月～2028 年 12 月までの間
p. 91 ５．1）① 期限延長	**５．居住用財産の買換等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除** ①~~2025 年 12 月 31 日~~までの… → 2027 年 12 月 31 日
p. 92 6 行目 期限延長	**６．特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除** 2025 年 12 月 31 日までに生じた譲渡損失… → 2027 年 12 月 31 日
p. 145 ④の下に （注）追記	**(4) 短時間労働者と社会保険** ④ 学生ではないこと （注）月額賃金 88,000 円以上の要件は 2026 年 10 月以後、廃止される。
p. 148 3～4 行目 下線部分 料率改定	**(1) 保険料** …なお、2026 年度の全国平均料率は、9.9%（前年度は 10.0%）で、 最高は佐賀県の 10.55%、最低は新潟県の 9.21%となっている。
p. 148 図表 2-8・ 下線部分修正 新料率改定 子ども子育て 支援金を追記	図表 2-8・協会けんぽの全国平均保険料率（2026 年４月現在） （表内）40 歳以上 65 歳未満の被保険者は、別途介護保険料として「（標準報酬月額、標準賞与額）×16.2/1000」を加算 ・2026 年 4 月以降、子ども子育て支援金分として 「（標準報酬月額、標準賞与額）×2.3／1000」を加算 ***以下、協会けんぽの介護保険料率は 16.2/1000 にすべて読み替える***
p. 151 1～3 行目 一部法改正追記 （下線部分）	**(2) 被扶養者の生計維持認定基準** 認定以後の年収見込額が、60 歳未満は 130 万円未満、うち 19 歳以上 23 歳未満（被保険者の配偶者は除く）は 150 万円未満、60 歳以上 75 歳未満および障害者は 180 万円未満であり、原則として被保険者の収入の 2 分の 1 未満…

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等
p. 152 1～4 行目 右記の記述に差替え	**３．マイナ健康保険証** 2025 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険証を含む）は廃止され、マイナ保険証の利用を原則とする仕組みに移行した。
p. 154	**(1) 窓口の一部負担金の割合** 図表 2-11　／~~2025 年~~4 月現在）　→　／2026 年 4 月現在）
p. 154 値上げ	**2) 入院時食事療養費** **一般は 1 食について ~~490 円~~　→　510 円（2026 年 6 月以後は 550 円）**
p. 155 6～12 行目 記述変更 追記	**(5) 高額療養費** ……区分により異なる。 窓口でマイナ保険証を提出し、限度額情報の表示に同意すれば、自己負担限度額までの支払となる。なお、同じ月に入院や外来など複数の受信や世帯合算などがある場合は、マイナ保険証で受診しても高額療養費の請求が必要となる場合がある。 2026 年 8 月以降、全年齢の自己負担限度額が引き上げられる。
p. 161 2～5 行目 上限額改定 法改正追記	**５．(1) 保険料と窓口負担割合　1) 保険料** …法定上限が定められており、2026 年度は 93 万円（後期高齢者支援金等分 26 万円を含む）となっている。なお、40 歳以上 65 歳未満者には介護分（年間 17 万円上限）が上乗せされるほか、2026 年 4 月分からは「子ども・子育て支援金分（年間 3 万円上限）」が加算される。
p. 162 3 行目 年度更新	**(1)健康保険の任意継続被保険者** **1) 保険料は全額自己負担** … 適用される標準報酬月額（2026 年度は 32 万円）を比べ、…
p. 162 料率改定 保険料再計算	**図表 2-16・全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者上限保険料** （健康保険料率 9.9%、子ども・子育て支援金率 0.23%、介護保険料率 1.62%で再計算） 2026 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限　320,000 円 ・40 歳未満　320,000 円×10.13%＝32,416 円（健康保険＋子ども子育て） ・40 歳以上　320,000 円×11.75%＝37,600 円（介護保険料を加算）
p. 165 4～5 行目 保険料改定 法改正追記	**７．後期高齢者医療制度** **(2) 保険料** なお、保険料は……2026 年・2027 年度における 1 人当たりの月額保険料の全国平均は 7,989 円、年間の賦課上限は 85 万円となっている。別途、子ども子育て支援金分（年間 2.1 万円上限）が加算される。
p. 170 年度更新 料率改定	**１．公的介護保険の概要** **図表 2-19**　（表内「その他」1～2 行目） ・第２号被保険者の介護保険料率（2026 年４月現在） 協会けんぽ加入者は全国一律で 16.2/1000、健康保険組合は…
p. 171 3 行目・ 料率改定 2 行目・ 年度更新	**2) 第２号被保険者** **① 被用者保険の被保険者** …、2026 年度は 16.2/1000、健康保険組合は… **② 国民健康保険の被保険者** する。なお、1 世帯当たりの賦課上限（2026 年度は 17 万円）が…
p. 176・p. 177 図表の 年度更新	図表 2-24・補足給付の判定基準 図表 2-25・食費・居住費の負担額 図表 2-26・高額介護サービス費支給制度 （~~2025 年~~4 月現在）→　（2026 年 4 月現在）

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 184 6～8 行目 年度更新 料率改定	**２．雇用保険** …求める。2026 年度における一般の事業の料率は 13.5/1000（うち失業等給付は 6/1000、育児休業給付は 4/1000、雇用二事業は 3.5/1000）で、失業等給付および育児休業給付に係る保険料（10/1000）は労使折半負担する。…
p. 194 項目名変更	**(7) 教育訓練費用等を対象とする新たな融資制度** → **(7) リ・スキリング等教育訓練支援融資**
p. 196 1 行目追記 被保険者要件	**5) 育児時短就業給付** 時短就業開始日前 2 年間に被保険者期間が 12 ヵ月以上ある被保険者が 2 歳未満…
p. 207 8 行目 法改正	**(2) 任意加入被保険者** ~~1965(昭和 40)年~~ 4 月 1 日以前生まれで、… → 1975(昭和 50)年
p. 207 保険料改定	**(3) 国民年金（基礎年金）保険料** 2026 年度の国民年金保険料は月額 17,920 円で… ***※ 以下、2026 年度の国民年金保険料の月額はすべて 17,920 円に読み替える。***
p. 210 期限延長	**4) 納付猶予制度（2035 年 6 月までの時限措置）**
p. 219 年度更新 年金額改定	**(1) 老齢基礎年金額の計算** 2026 年度における満額の老齢基礎年金額は 847,300 円（月額 70,608 円）… ***※ 以下、2026 年度の満額の基礎年金額は 847,300 円に読み替える。*** **図表 2-53・2026 年度・新規裁定者の老齢基礎年金の計算式** **基礎年金額＝847,300 円×…** 【参考：昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者の老齢基礎年金額】 2026 年度における満額の老齢基礎年金額は 844,900 円（月額 70,408 円）となり、新規裁定者と異なる年金額となっている。
p. 223 基準額の改正	**５．年金生活者支援給付金** **1) 老齢年金生活者支援給付金** ・5 行目：　…合計額が ~~789,300 円以下~~　→　909,000 円以下 ① 保険料納付済期間に基づく給付月額＝~~5,450 円~~×… → ＝5,620 円×… ② …の合計額が ~~789,300 円超 889,300 円以下~~… → 809,000 円超 909,000 円以下
p. 224 所得要件改定 年金額改定 所得要件改定 年金額改定	**2) 障害年金生活者支援給付金** 1 行目：　…、前年所得が 479.4 万円以下であること。所得要件は… 図表　：障害年金生活者支援給付金の額（2026 年度価額） 障害等級 2 級の者：月額 5,620 円 障害等級 1 級の者：月額 7,025 円 **3) 遺族年金生活者支援給付金** 1 行目　：　…、前年所得が 479.4 万円以下であること。所得要件は… 3～4 行目：　~~5,450 円~~ → 5,620 円
p. 229 金額改定 年度更新	**(4) 定額部分の年金額** 4 行目：…得た額で、2026 年度は 1,766 円となっている。 2026 年度・新規裁定者の定額部分の計算式 定額部分＝定額単価 1,766 円※×厚生年金の全被保険者月数（480 月上限） ※昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者の定額単価は 1,761 円

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 232
年度更新
定額単価改定
年金額改定</td><td>(2) 経過的加算
図表 2-62：2026 年度・新規裁定者の経過的加算の計算式
（図表内）　定額単価　1,734 円　→　1,766 円
年金額　831,700 円　→　847,300 円</td></tr>
<tr><td>p. 233
年度更新
加算額改定</td><td>図表 2-64・加給年金額（2026 年度価額）
<table><tr><td>配偶者</td><td>243,800 円</td></tr><tr><td>1 人目、2 人目の子</td><td>各　243,800 円</td></tr><tr><td>3 人目以降の子</td><td>各　81,300 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p. 233
年度更新
加算額改定</td><td>1）配偶者の特別加算額
図表 2-65・特別加算額ほか（2026 年度価額）
<table><tr><th>受給権者の生年月日</th><th>特別加算額</th><th>加給年金額との合計額</th></tr><tr><td>1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日</td><td>108,000 円</td><td>351,800 円</td></tr><tr><td>1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日</td><td>143,900 円</td><td>387,700 円</td></tr><tr><td>1943 年 4 月 2 日以降</td><td>179,900 円</td><td>423,700 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p. 234・p. 235
年度更新
価額改定</td><td>図表 2-67・老齢基礎年金の振替加算額　→　8 ページの年金早見表から転記
図表 2-68・年金早見表（2026 年度価額）→　8 ページの年金早見表に差替え</td></tr>
<tr><td>p. 239
基準額改定
年度更新</td><td>１０．在職老齢年金
1）基本的な調整方法
2 行目：　支給停止基準額（支給停止調整額）~~51 万円~~　→　65 万円に改定
2026 年度・在職老齢年金の支給停止の計算式
（枠内）　支給停止基準額　~~51 万円~~　→　65 万円</td></tr>
<tr><td>p. 241～242
法改正</td><td>（下記の年金分割制度における請求期間の伸長）
(1) 離婚時の年金分割（合意分割）
11 行目：離婚等した日の翌日から~~2 年~~以内　→　５年以内
(2) 第３号被保険者期間の年金分割（３号分割）
8 行目：離婚等した日の翌日から~~2 年~~以内　→　５年以内
ただし、離婚等した日が 2026 年 3 月 31 日以前の場合は２年以内。</td></tr>
<tr><td>p. 245
期限延長</td><td>2）保険料納付要件
①　……
②　初診日において 65 歳未満の者は……直近 1 年間に保険料の未納月がないこと。
（注）この特例は 2036 年 3 月までの時限措置</td></tr>
<tr><td>p. 245
所得要件改定
年度更新
年金額改定</td><td>(2) 障害基礎年金の年金額
（20 歳前初診日による所得要件の改定）
6 行目：…。扶養親族なしの場合、前年所得が 479.4 万円を超えるときは年金の全額が、前年所得が 376.1 万円を超えるときは年金の半額が支給停止となる
図表 2-73・障害基礎年金の額（2026 年度価額）　子の加算額（2026 年度価額）
<table><tr><td>1 級</td><td>年額 1,059,125 円＋子の加算</td></tr><tr><td>2 級</td><td>年額　847,300 円＋子の加算</td></tr></table><table><tr><td>2 人目まで</td><td>各 243,800 円</td></tr><tr><td>3 人目以降</td><td>各　81,300 円</td></tr></table></td></tr>
</table>

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 247
年金額改定</td><td>図表 2-74・障害厚生年金額のまとめ（2026 年度価額）
<table>
<tr><td>1 級</td><td>障害厚生年金×1.25 ＋ 配偶者加給年金額（243,800 円）</td></tr>
<tr><td>2 級</td><td>障害厚生年金×1.00 ＋ 配偶者加給年金額（243,800 円）</td></tr>
<tr><td>3 級</td><td>障害厚生年金×1.00　　（最低保障額　635,500 円）</td></tr>
</table>
2）障害手当金
<table>
<tr><td>障害手当金</td><td>障害厚生年金×2.0　（2026 年度の最低保障額　1,271,000 円）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 250
期限延長</td><td>1）保険料納付要件
② 死亡日において 65 歳未満の者は…直近 1 年間に保険料の未納月がないこと。
（注）この特例は 2036 年 3 月までの時限措置</td></tr>
<tr><td>p. 251
年金額改定</td><td>(3) 遺族基礎年金の年金額
図表 2-76　子のある配偶者が受け取る遺族基礎年金の額(2026 年度価額)
<table>
<tr><th></th><th>基本額</th><th>加算額</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>子が 1 人いる配偶者</td><td rowspan="3">847,300 円</td><td>243,800 円</td><td>1,091,100 円</td></tr>
<tr><td>子が 2 人いる配偶者</td><td>243,800 円×2</td><td>1,334,900 円</td></tr>
<tr><td>子が 3 人いる配偶者</td><td>243,800 円×2＋79,800 円</td><td>1,416,200 円</td></tr>
</table>
（注）子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 81,300 円が加算される。

図表 2-74　子が受け取る遺族基礎年金の額(2026 年度価額)
<table>
<tr><th></th><th>基本額</th><th>加算額</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>子が 1 人のとき</td><td rowspan="3">847,300 円</td><td>なし</td><td>847,300 円</td></tr>
<tr><td>子が 2 人のとき</td><td>243,800 円</td><td>1,091,100 円</td></tr>
<tr><td>子が 3 人のとき</td><td>243,800 円＋81,300 円</td><td>1,172,400 円</td></tr>
</table>
（注）子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 81,300 円が加算される。</td></tr>
<tr><td>p. 257
年金額改定</td><td>(5) 中高齢寡婦加算
7～8 行目：…中高齢寡婦加算の額は……2026 年度は 635,500 円である。</td></tr>
</table>

次ページに続く

■ 経過措置一覧表　2026(令和8)年度

	老齢基礎年金			老齢厚生年金										遺族年金
	A	B	C	D		E		F	G	H	I	J	K	L
生年月日	受給資格期間 年	加入可能年数 年	振替加算額（年額）	男子の定額部分 開始年齢	男子の報酬比例部分 開始年齢	女子の定額部分 開始年齢	女子の報酬比例部分 開始年齢	船員・坑内員 開始年齢	定額部分の乗率	定額部分被保険者期間上限（月）	報酬比例部分の旧乗率 /1000	報酬比例部分の新乗率 /1000	配偶者加給年金額	経過的寡婦加算額（年額）
1926年4月1日以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます													
1926年4月2日～1927年4月1日	10	25	243,100	60歳	60歳	55歳	55歳	55歳	1.875	420	9.500	7.308	243,800	633,700
1927年4月2日～1928年4月1日	〃	26	236,536	〃	〃	〃	〃	〃	1.817	〃	9.367	7.205	〃	601,204
1928年4月2日～1929年4月1日	〃	27	230,216	〃	〃	〃	〃	〃	1.761	〃	9.234	7.103	〃	571,115
1929年4月2日～1930年4月1日	〃	28	223,652	〃	〃	〃	〃	〃	1.707	432	9.101	7.001	〃	543,175
1930年4月2日～1931年4月1日	〃	29	217,088	〃	〃	〃	〃	〃	1.654	〃	8.968	6.898	〃	517,162
1931年4月2日～1932年4月1日	〃	30	210,768	〃	〃	〃	〃	〃	1.603	〃	8.845	6.804	〃	492,883
1932年4月2日～1933年4月1日	〃	31	204,204	〃	〃	56歳	56歳	〃	1.553	〃	8.712	6.702	〃	470,171
1933年4月2日～1934年4月1日	〃	32	197,640	〃	〃	〃	〃	〃	1.505	〃	8.588	6.606	〃	448,878
1934年4月2日～1935年4月1日	〃	33	191,320	〃	〃	57歳	57歳	〃	1.458	444	8.465	6.512	279,800	428,876
1935年4月2日～1936年4月1日	〃	34	184,756	〃	〃	〃	〃	〃	1.413	〃	8.351	6.424	〃	410,050
1936年4月2日～1937年4月1日	〃	35	178,192	〃	〃	58歳	58歳	〃	1.369	〃	8.227	6.328	〃	392,300
1937年4月2日～1938年4月1日	〃	36	171,872	〃	〃	〃	〃	〃	1.327	〃	8.113	6.241	〃	375,536
1938年4月2日～1939年4月1日	〃	37	165,308	〃	〃	59歳	59歳	〃	1.286	〃	7.990	6.146	〃	359,678
1939年4月2日～1940年4月1日	〃	38	158,744	〃	〃	〃	〃	〃	1.246	〃	7.876	6.058	〃	344,655
1940年4月2日～1941年4月1日	〃	39	152,424	〃	〃	60歳	60歳	〃	1.208	〃	7.771	5.978	315,700	330,403
1941年4月2日～1942年4月1日	〃	40	145,860	61歳	〃	〃	〃	〃	1.170	〃	7.657	5.890	351,800	316,862
1942年4月2日～1943年4月1日	〃	〃	139,296	〃	〃	〃	〃	〃	1.134	〃	7.543	5.802	387,700	295,740
1943年4月2日～1944年4月1日	〃	〃	132,976	62歳	〃	〃	〃	〃	1.099	〃	7.439	5.722	423,700	274,617
1944年4月2日～1945年4月1日	〃	〃	126,412	〃	〃	〃	〃	〃	1.065	456	7.334	5.642	〃	253,495
1945年4月2日～1946年4月1日	〃	〃	119,848	63歳	〃	〃	〃	〃	1.032	468	7.230	5.562	〃	232,372
1946年4月2日～1947年4月1日	〃	〃	113,528	〃	〃	61歳	〃	56歳	1.000	480	7.125	5.481	〃	211,250
1947年4月2日～1948年4月1日	〃	〃	106,964	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	190,127
1948年4月2日～1949年4月1日	〃	〃	100,400	〃	〃	62歳	〃	57歳	〃	〃	〃	〃	〃	169,005
1949年4月2日～1950年4月1日	〃	〃	94,080	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	147,882
1950年4月2日～1951年4月1日	〃	〃	87,516	—	〃	63歳	〃	58歳	〃	〃	〃	〃	〃	126,760
1951年4月2日～1952年4月1日	〃	〃	80,952	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	105,637
1952年4月2日～1953年4月1日	〃	〃	74,632	—	〃	64歳	〃	59歳	〃	〃	〃	〃	〃	84,515
1953年4月2日～1954年4月1日	〃	〃	68,068	—	61歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63,392
1954年4月2日～1955年4月1日	〃	〃	61,504	—	〃	—	〃	60歳	〃	〃	〃	〃	〃	42,270
1955年4月2日～1956年4月1日	〃	〃	55,184	—	62歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	21,147
1956年4月2日～1957年4月1日	〃	〃	48,760	—	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1957年4月2日～1958年4月1日	〃	〃	42,177	—	63歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1958年4月2日～1959年4月1日	〃	〃	35,839	—	〃	—	61歳	61歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1959年4月2日～1960年4月1日	〃	〃	29,256	—	64歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1960年4月2日～1961年4月1日	〃	〃	22,673	—	〃	—	62歳	62歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1961年4月2日～1962年4月1日	〃	〃	16,335	—	65歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1962年4月2日～1963年4月1日	〃	〃	16,335	—	〃	—	63歳	63歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1963年4月2日～1964年4月1日	〃	〃	16,335	—	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1964年4月2日～1965年4月1日	〃	〃	16,335	—	〃	—	64歳	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1965年4月2日～1966年4月1日	〃	〃	16,335	—	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1966年4月2日以降	〃	〃	—	—	〃	—	65歳	65歳	〃	〃	〃	〃	〃	—

（注）1．C欄は配偶者の生年月日でみてください。
（注）2．L欄は妻の生年月日でみてください。
（注）3．F欄は船員・坑内員としての実期間が15年以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合。
（注）4．報酬比例部分の乗率　I欄は平成15年3月までの加入期間分、J欄は平成15年4月以降の加入期間分

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 271
法改正
7～9 行目
記述変更

図表 2-89
追記

4 行目以下
追記</td><td>
1）企業型ＤＣ
……
なお、従業員（厚生年金加入者）300 人以下の中小企業を対象に運用されていた簡易型ＤＣは、2026 年４月以降、通常の企業型ＤＣに統合された。
① 拠出限度額
2026 年 12 月以後、企業型ＤＣの拠出限度額が次のとおり引き上げられる。
<table>
<tr><th>対象者</th><th>拠出限度額</th></tr>
<tr><td>企業型ＤＣのみの従業員</td><td>月額 62,000 円</td></tr>
<tr><td>企業型ＤＣとＤＢ等他制度の
両方に加入する従業員</td><td>月額 62,000 円からＤＢ等他制度の
掛金相当額を控除した額</td></tr>
</table>
② マッチング拠出
……
2026 年４月以降、マッチング拠出の加入者掛金について、「事業主掛金の額を超えることができない」とする規定が廃止され、拠出限度額までの上乗せ拠出が可能となった。
</td></tr>
<tr><td>p. 272
法改正

右記①を
挿入

図表 2-90
引上げ後
の表追記</td><td>
2）個人型ＤＣ（愛称：iDeCo イデコ）
……
① 加入対象者の拡大（2026 年 12 月施行）
国民年金の被保険者以外の者であっても 60 歳以上 70 歳未満で老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付を受給していない者であって、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者は、第５号加入者として 70 歳まで加入可能となる。
①拠出限度額　→　② 拠出限度額の引上げ
2026 年 12 月以後、第３号加入者以外の拠出限度額が次のとおり引き上げられる。
<table>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>拠出限度額（月額）</th></tr>
<tr><td>第１号加入者</td><td>国民年金第１号被保険者</td><td>75,000 円※</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第２号加入者</td><td>勤務先に企業年金がない会社員</td><td>62,000 円</td></tr>
<tr><td>企業型ＤＣのみの会社員</td><td rowspan="3">月額 62,000 円から企業型ＤＣ・ＤＢ等他制度掛金相当額を控除した額</td></tr>
<tr><td>ＤＢのみ加入の会社員・公務員等</td></tr>
<tr><td>ＤＢ、企業型ＤＣ共に加入の会社員</td></tr>
<tr><td>第３号加入者</td><td>第３号被保険者</td><td>23,000 円</td></tr>
<tr><td>第４号加入者</td><td>任意加入被保険者</td><td>75,000 円※</td></tr>
<tr><td>第５号加入者
（新設）</td><td>60 歳以上 70 歳未満で上記以外の者</td><td>月額 62,000 円から企業型ＤＣ・ＤＢ等他制度掛金相当額を控除した額</td></tr>
</table>
※：国民年金基金の掛金や付加保険料合算した金額
</td></tr>
<tr><td>p. 275
期限延長</td><td>図表 2-92・確定拠出年金の優遇措置
・「運用段階」→　注）特別法人税は 2029 年 3 月 31 日まで課税凍結</td></tr>
<tr><td>p. 283
法改正
記述追加</td><td>
5）税制上の優遇点
……
① 掛金の引上げ（2026 年 12 月 1 日施行）
2026 年 12 月分以降の掛金より、上限額が 75,000 円（年額 900,000 円・個人型ＤＣとの合算額）に引き上げられる。
</td></tr>
</table>

次ページに続く

第１分冊 リスク管理

該当ページ	改定内容等
p. 302 法改正 5 行目以下 記述変更 (注)追記	**4）ソルベンシー・マージン比率（基準）** …… ソルベンシー・マージン比率は、値が大きいほどリスクに対して支払余力があるとみなされる。2026 年 3 月期（2025 年度決算）より、経済価値ベースのソルベンシー比率（ＥＳＲ）が導入され、100％が最低基準とされる。100％を下回ると金融庁による早期是正措置の対象となり、35％を下回ると業務停止命令等の対象となる。 経済価値ベースのソルベンシー比率は保険会社が計算し、年度末および上半期から４ヵ月以内に金融庁長官に書面で提出することが義務付けられている。また、各保険会社のソルベンシー比率は、その都度公開される。 （注）少額短期保険業は、200％を最低基準とする従来のソルベンシー・マージン比率が適用される。
p. 331 記述変更	**(2) 主契約と特約** 通常、生命保険は「主契約」と「特約」の組合せから成り立っているのが一般的であるが、近年では、複数の主契約を組み合わせたものや複数の特約だけで組み合わせたもの（組立型保険）も取り扱われている。
p. 342 差替	図表 3-47　（「短期入院特約」を削除して下記特約を挿入） 入院一時金特約：1 日以上の入院で、入院日額の 5 日分または 10 日分相当額の一時金が」支払われる。
p. 388 文末に追記	**(4) ドライバー保険（自動車運転者損害賠償責任保険）** 運転免許証所有者で……組み合わせることができる。近年は販売終了や 24 時間単位で加入する 1 日自動車保険に置き換わる動きが進んでいる。

次ページに続く

第2分冊　金融資産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 7 語句訂正	**(1) インフレーションとは** ・~~ディマンドプルインフレ~~　→　ディマンドプルインフレ
p. 35 商品内容 更新	**(3) 定期貯金・担保定期貯金**　（2026 年 5 月 18 日以後） 預入期間：1 ヵ月以上最長 10 年（満期日指定方式はない） 金　　利：3 年・4 年・5 年・10 年満期は半年複利型のみ
p. 53 商品改定 ５行目下に ※印追記	８．個人向け国債 …… ※ 2027 年１月発行分（募集は 2026 年 12 月）から、学校法人や医療法人、ＮＰＯ法人等の非営利法人、資本金５億円未満の非上場株式会社、マンション管理組合なども、個人向け国債の販売対象に加えられる。これにあわせて商品名も「個人向け国債プラス」に変更される。
p. 125 法改正 (3)を追記	**(3) 防衛特別所得税の創設と復興特別所得税の改正（2027 年適用開始）** 2026 年度税制改正により、防衛特別所得税が創設され、2027 年から課税を開始するとされた。税額の計算は復興特別所得税と同様とし、基準所得税額に１％の税率を乗じて計算した金額とする。 これに合わせて、復興特別所得税の税率を 2027 年から 1.1％（現行：2.1％）に引き下げるとともに、復興特別所得税の課税期間を 2047 年まで（現行：2037 年まで）10 年間延長される。
p. 137 法改正 (3)を追記	**(3) こどもＮＩＳＡの創設（2027 年開始）** 2026 年度税制改正により、2027 年からＮＩＳＡ口座の開設可能年齢の下限が撤廃され、18 歳未満の未成年者を対象とする「こどもＮＩＳＡ」が創設される。主な仕組みは次のとおり。 ① その年１月１日において 18 歳未満、およびその年に生まれた未成年者が口座を開設できる。 ② 利用できるのは「つみたて投資枠」のみで、「成長投資枠」は利用できない。 ③ 年間投資上限額は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円。 ④ 親権者等が代理で運用する仕組みを想定。 ⑤ ３月 31 日において 12 歳である年以降は、子ども（口座開設者）の同意を得たうえで、親権者等が払い出すことが可能。

次ページに続く

第2分冊　タックスプランニング

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 174
法改正
4 行目下に追記</td><td>
3）復興特別所得税の加算

……の税額をいう。

なお、令和８年度税制改正により、防衛力強化の安定財源確保を目的として防衛特別所得税（基準所得税額×1.0%）が創設されるのに伴い、復興特別所得税の税率が 2027 年分から 1.1%に引き下げられ、課税期間が 2047 年まで 10 年間延長される。
</td></tr>
<tr><td>p. 190
4 行目
最低額改定</td><td>
(2) 給与所得の計算

……

なお、下表のとおり…最低額は 74 万円、上限額は 195 万円となっている。

図表 5-27・給与所得控除額の速算表（2026 年・2027 年）
<table>
<tr><th>給与等の収入金額（A）</th><th>給与所得控除額</th></tr>
<tr><td>220 万円以下</td><td>74 万円</td></tr>
<tr><td>220 万円超　360 万円以下</td><td>（A）× 30%＋　8 万円</td></tr>
<tr><td>360 万円超　660 万円以下</td><td>（A）× 20%＋ 44 万円</td></tr>
<tr><td>660 万円超　850 万円以下</td><td>（A）× 10%＋110 万円</td></tr>
<tr><td>850 万円超</td><td>一律 195 万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p. 197
記述削除</td><td>
3）特別控除額

……

図表 5-33・土地や建物を譲渡したときの特別控除額

表中の④⑤⑥⑦を削除
</td></tr>
<tr><td>p. 200
図表 5-36 の下に 2）を追記</td><td>
2）こどもＮＩＳＡの創設（令和 8 年度税制改正）

2027 年以後、つみたて投資枠について０歳から投資可能となる（こどもＮＩＳＡ）。こどもＮＩＳＡのつみたて投資枠の年間投資限度額は 60 万円まで、非課税保有限度額は 600 万円までである。

18 歳までは払出しが制限されており、18 歳未満の払出しについては次の要件を満たす必要がある。
<table>
<tr><th>未成年者の年齢</th><th>払い出し要件</th></tr>
<tr><td>12 歳未満</td><td>居住家屋が災害により全壊したこと等に基因して全てを払い出すこと（税務署長の確認が必要）</td></tr>
<tr><td>12 歳以上</td><td>資金使途がその未成年者のための支出（入学金、教育費、生活費等）であり、本人が同意したことを示す一定の書類とともに親権者等の申出書を金融機関へ提出すること</td></tr>
</table>
なお、未成年者が 18 歳に達した際には、非課税保有限度額等が自動的に 18 歳以上向けの制度に移行する。
</td></tr>
<tr><td>p. 218
5 行目
期限延長</td><td>
(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除

……

2026 年 1 月～2027 年 12 月までの譲渡損失であること、損益通算……
</td></tr>
<tr><td>p. 219
7 行目
期限延長</td><td>
(2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除

……

2026 年 1 月～2027 年 12 月までの譲渡損失であること、繰越控除を……
</td></tr>
<tr><td>p. 222
所得要件改正</td><td>
(1) 雑損控除

納税者本人または……総所得金額等が 62 万円以下の親族が…
</td></tr>
</table>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 225 4 行目文末に 追記	**4) セルフメディケーション税制~~（2026 年 12 月までの時限措置）~~** …… なお、通常の医療費控とは選択適用となるが、スイッチＯＴＣ医薬品は恒久措置とされ、同種の効能・効果を有する医薬品については適用期限が 2031 年 12 月まで延長された。
対象期間削除	図表 5-56　　表内の対象期間（2017 年 1 月～2026 年 12 月）を削除
p. 226　追記	図表 5-58・対象となる子育て世帯の令和 8 年・9 年分控除額
p. 229 最下行追記	※2026 年・2027 年においては、…6 万円まで拡大される。
p. 230 所得要件 改正	**(1)配偶者控除** … ② 合計所得金額が 62 万円（給与収入 136 万円）以下であること
所得要件改正 2 行目	**(2)配偶者特別控除** ……その配偶者の合計所得金額が 62 万円超 133 万円以下である場合に…
p. 231 所得要件 改正	**図表 5-63・配偶者控除と配偶者特別控除の所得要件と控除額** 配偶者控除　　~~58 万円~~以下　　→　62 万円以下 配偶者特別控除　~~58 万円超~~95 万円以下　→　62 万円超 95 万円以下
	図表 5-64・配偶者控除と配偶者特別控除の関係 下段収入金額　~~123~~　→　136　　~~160~~　→　169　　~~201.6~~　→　207 ~~(58)~~　→　(62)
p. 232 2 行目 所得要件改正	**(3)扶養控除** …… 合計所得金額が 62 万円以下である者について適用される。…
p. 232 1 行目 所得要件改正	**(4) 特定親族特別控除** 納税者が……年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下の親族等を有する場合には、…
p. 233	**図表 5-66・特定親族特別控除の控除額** ~~58 万円超~~ 85 万円以下　→　62 万円超 85 万円以下
	図表 5-67・特定扶養親族と特定親族特別控除のイメージ図 下段収入金額　~~123~~　→　136　　~~150~~　→　159　　~~188~~　→　197 ~~(58)~~　→　(62)
p. 234 3 行目 所得要件改正	**(7) ひとり親控除** …… ……生計一の子（総所得金額等が 62 万円以下）を扶養している独身者… **図表 5-68・寡婦控除・ひとり親控除の状況別要件と控除額のまとめ** ひとり親控除の扶養の要件　　生計一である子（総所得金額等が 62 万円以下）
p. 234 2 行目 所得要件改正	**(8)勤労学生控除** …… 勤労学生とは、……合計所得金額が 89 万円以下の、かつ、…
p. 235 4 行目以下 記述変更	**(9)基礎控除** 令和 7 年度税制改正および令和 8 年度税制改正において、一定の物価水準に連動して基礎控除を引き上げる仕組みとなった。2025 年および 2026 年～2027 年の所得税の基礎控除は次のとおりとなる。

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 235 続き
控除額改正
右記に差替</td><td>
図表 5-69・基礎控除額
<table>
<tr><th rowspan="2">納税者の合計所得金額</th><th colspan="2">所得税の基礎控除額</th></tr>
<tr><th>2025 年</th><th>2026 年・2027 年分</th></tr>
<tr><td>132 万円以下</td><td>95 万円</td><td rowspan="3">104 万円</td></tr>
<tr><td>132 万円超　336 万円以下</td><td>88 万円</td></tr>
<tr><td>336 万円超　489 万円以下</td><td>68 万円</td></tr>
<tr><td>489 万円超　655 万円以下</td><td>63 万円</td><td>67 万円</td></tr>
<tr><td>655 万円超　2,350 万円以下</td><td>58 万円</td><td>62 万円</td></tr>
<tr><td>2,350 万円超　2,400 万円以下</td><td colspan="2">48 万円</td></tr>
<tr><td>2,400 万円超　2,450 万円以下</td><td colspan="2">32 万円</td></tr>
<tr><td>2,450 万円超　2,500 万円以下</td><td colspan="2">16 万円</td></tr>
<tr><td>2,500 万円超</td><td colspan="2">適用なし</td></tr>
</table>
（注）住民税の控除額に改正はありません。
</td></tr>
<tr><td>p. 236
図表 5-70・
人的控除
一覧表</td><td>
※ 下記項目「適用要件」欄、それぞれの所得要件の金額を修正（計 5 箇所）

・配偶者控除　・配偶者特別控除　・扶養控除　・特定親族特別控除

・ひとり親控除

~~58 万円~~ → 62 万円

・勤労学生控除　（納税者本人の所得要件）　~~85 万円~~以下　→　89 万円以下

・基礎控除の欄　（下記に修正）

控除額　16 万円～104 万円

適用要件　合計所得金額による

納税者本人の所得要件　2,500 万円以下
</td></tr>
<tr><td>p. 236
（注）追記</td><td>
図表 5-70・人的控除一覧表

欄外　（注）ひとり親控除の控除額…2027 年以後は 38 万円となる。
</td></tr>
<tr><td>p. 240
法改正
※印記述変更</td><td>
(1)適用要件等

1）住宅の要件

……

※合計所得金額 1,000 万円以下の年に限り、床面積 40 ㎡以上 50 ㎡未満の住宅も控除対象となる。
</td></tr>
<tr><td>p. 242
法改正
期限延長</td><td>
(2)控除率と控除期間

図表 5-74・
<table>
<tr><td rowspan="2">・新築住宅
・買取再販
認定住宅※3</td><td colspan="2">居住開始年と控除対象年末残高</td><td rowspan="2">最 長 控除期間</td></tr>
<tr><td>2026 年～2027 年</td><td>2028 年～2030 年</td></tr>
<tr><td>認定住宅</td><td colspan="2">4,500 万円（5,000 万円※1）</td><td rowspan="2">13 年</td></tr>
<tr><td>ZEH 水準省エネ住宅</td><td colspan="2">3,500 万円（4,500 万円※1）</td></tr>
<tr><td>省エネ基準
適合住宅</td><td>2,000 万円×13 年
（3,000 万円※1）</td><td>控除対象外
（例外適用あり※2）</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の住宅</td><td colspan="2">控除対象外</td><td></td></tr>
<tr><td>控除率・控除額</td><td colspan="3">借入金の各年の控除対象年末残高×0.7%</td></tr>
</table>
※1：（　）内の金額は、子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが 40 未満の者、または 19 歳未満の扶養親族を有する者）に適用される年末残高の上限。
</td></tr>
</table>

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 242 続き
法改正
期限延長</td><td>
※2：2027 年までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅、または登記簿上の建築日付が 2028 年 6 月 30 日以前である同新築住宅に、2028 年 1 月～2030 年 12 月までの間に居住開始の場合は適用対象（2,000 万円上限×10 年）となる。

※3：買取再販認定住宅等とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

※４：子育て特例対象個人は、控除対象年末残高の上乗せ措置か、床面積要件緩和措置（40 ㎡以上）の選択適用となる。

既存住宅の取得、増改築の場合
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>居住開始年と控除対象年末残高</th><th rowspan="2">最長
控除期間</th></tr>
<tr><th>2026 年 1 月～2030 年 12 月</th></tr>
<tr><td>認定住宅</td><td rowspan="2">3,500 万円（4,500 万円※）</td><td rowspan="3">13 年</td></tr>
<tr><td>ZEH 水準省エネ住宅</td></tr>
<tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>2,000 万円（3,000 万円※）</td></tr>
<tr><td>その他の住宅・増改築等</td><td>2,000 万円</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td>控除率と控除額</td><td>借入金の控除対象年末残高×0.7%</td><td></td></tr>
</table>
※：（　）内の金額は、子育て特例対象個人に適用される年末残高の上限
</td></tr>
<tr><td>p. 243
3 行目
期限延長</td><td>
２．耐震改修特別税額控除

……

~~2025 年~~12 月 31 日までに…　→　2028 年 12 月 31 日までに
</td></tr>
<tr><td>p. 243
5 行目
期限延長</td><td>
３．特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

……

以内、かつ、~~2025 年~~12 月 31 日までに…　→　2028 年 12 月 31 日までに
</td></tr>
<tr><td>p. 245
2 行目
期限延長</td><td>
４．認定住宅の新築等に係る所得税額の特別控除制度

……

６ヵ月以内、かつ、~~2025 年~~12 月 31 日までに…　→　2028 年 12 月 31 日までに
</td></tr>
<tr><td>p. 258
期限延長</td><td>
図表 5-82　表内の「提出期限」の改定

~~開廃業の日から１ヵ月以内~~　→　開廃業の日の属する年の確定申告期限
</td></tr>
<tr><td>p. 260　文末
記述変更</td><td>
1）振替納税

…期限は ~~3 月 15 日~~である。→　期限は法定納期限（確定申告期限）である。
</td></tr>
<tr><td>p. 267

図表 5-85 の下に表追加</td><td>
(2) 青色申告特別控除額

2027 年以後の青色申告特別控除額
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">適用要件</th><th colspan="2">控除額</th></tr>
<tr><th>2026 年まで</th><th>2027 年以後</th></tr>
<tr><td>①</td><td>1:事業所得または事業的規模の不動産所得がある者
2:正規の簿記の原則に従って記帳
3：申告に、記帳に基づいた貸借対照表、損益計算書を添付
4:期限内申告</td><td>55 万円</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>②</td><td>①＋一定の電子帳簿保存</td><td rowspan="3">65 万円</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>③</td><td>①＋ｅ-Tax による電子申告</td><td>65 万円</td></tr>
<tr><td>④</td><td>①＋ｅ-Tax による電子申告＋一定の電子帳簿保存</td><td>75 万円</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td colspan="2">上記①～④以外の青色申告者</td><td>10 万円</td><td>10 万円※</td></tr>
</table>
※簡易簿記による帳簿の場合の 10 万円控除については、前々年の事業所得または不動産所得（事業的規模）の収入金額が 1,000 万円超の者は適用できない。
</td></tr>
</table>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 267 法改正	**(3) 減価償却の特例** 青色申告者は、1 個当たり 40 万円（2026 年 3 月までは 30 万円）未満の少額減価償却資産を取得したときは事業供用した年で全額必要経費に算入できる。
p. 268 右について 記述変更	図表 5-86・青色申告の特典 ・青色申告特別控除額：所得を計算する際、青色申告特別控除額を控除できる。 ・特例措置：中小企業者の少額減価償却資産の特例が適用できる （40 万円未満の減価償却資産の特例）
p. 272 法改正 適用期限延長 取得価額改定	**(3) 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度** 中小企業者(注)である青色申告者が、2026 年 4 月～2029 年 3 月の間に、取得価額 40 万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得価額の全額の損金算入が認められる。損金算入の上限金額は、１事業年度で 300 万円までである。 （注）資本金１億円以下で従業員の数が 400 人以下の法人および個人が、中小企業者として適用を受けられる。 図表 5-90・減価償却資産（2026 年 4 月以後取得分）の取扱いのまとめ 取得価額 / 本　則 / 取得価額 / 中小企業者の特例 10 万円未満 / 全額必要経費（損金算入） / 40 万円未満 / 全額損金（必要経費）算入（合計で 300 万円まで） 10 万円以上 20 万円未満 / 3 年間で均等償却（通常償却との選択） 20 万円以上 / 通常の減価償却 / 40 万円以上 / 通常の減価償却 ※貸付けの用に供される資産（主要な事業の用に供されるものは除く）は上記の適用は受けられず、法定耐用年数に応じて減価償却しなければならない。
p. 274 記述削除	**１．特例措置の適用** … 〈1〉から〈10〉のうち、〈8〉および〈10〉　を削除
p. 279 ①期限延長 ⑤記述変更	**(7) 特定の居住用財産の買換え特例** **1) 譲渡資産・買換取得資産の要件** ① 2027 年 12 月 31 日までの譲渡であること ⑤ 新築の買換取得資産については、一定の省エネ基準を満たすものであること。
p. 283 右項目削除	~~**(11) 低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除**~~
p. 287 控除額改定 欄外 （注 2）削除	図表 5-100・住民税と所得税の所得控除の種類とその控除額の比較 基礎控除 合計所得 2,500 万円以下の者に適用 / 合計所得金額 / 住民税控除額 / 所得税控除額 2,350 万円以下 / 43 万円 / 62 万円～104 万円 2,400 万円以下 / 48 万円 2,450 万円以下 / 29 万円 / 32 万円 2,500 万円以下 / 15 万円 / 16 万円 ~~（注 2）住民税における特定親族特別控除は、2026（令和 8）年度分以後適用開始。~~
p. 288 所得要件改定	図表 5-101・住民税の配偶者控除・配偶者特別控除 配偶者の合計所得要件改定 ・配偶者控除　~~58 万円~~以下　→　62 万円以下 ・配偶者特別控除　~~58 万円~~超 95 万円以下　→　62 万円 超 95 万円以下

次ページへ続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 288
所得要件改定</td><td>図表 5-102・特定扶養親族の控除額
・特定扶養親族の合計所得要件の改定
<s>58 万円</s>超 95 万円以下　→　62 万円超 95 万円以下</td></tr>
<tr><td>p. 289

(注 2)追記</td><td>3) 寄付金控除
② ふるさと納税
計算例に（注 2）を追記
（注 1）寄附金額については総所得金額の 30%が限度
（注 2）「所得割の 20%限度」については、2028 年度分以後は「193 万円」と「所得割の 20%」のいずれか小さい金額となる。</td></tr>
<tr><td>p. 321
5 行目
記述変更</td><td>(4)役員または従業員との金銭貸借
……
…<s>(2025 年は 0.9%)</s>　→　(国の利子税の割合)</td></tr>
<tr><td>p. 356

4 行目に追記</td><td>(2) 納税が免除される事業者（免税事業者）
……
1) 基準期間
……
基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える個人事業主および法人は、消費税の免税事業となることはできない。</td></tr>
<tr><td>p. 365

2 行目文末に
追記</td><td>1) 仕入れ税額控除の特例（買い手側の経過措置）
……
……。令和 8 年度税制改正により、80%→70%→50%→30%と、より緩やかな段階的縮減とし、2031 年 9 月末で適用を終了することとなった。
＜免税事業者からの仕入れに係る仕入れ税額控除の経過措置の改正前後＞
<table>
<tr><th>改正前</th><th></th><th>改正後</th><th></th></tr>
<tr><th>期間</th><th>仕入税額
控除割合</th><th>期間</th><th>仕入税額
控除割合</th></tr>
<tr><td>2023. 10. 1～2026. 9. 30 まで</td><td>80%</td><td>2023. 10. 1～2026. 9. 30 まで</td><td>80%</td></tr>
<tr><td>2026. 10. 1～2029. 9. 30 まで</td><td>50%</td><td>2026. 10. 1～2028. 9. 30 まで</td><td>70%</td></tr>
<tr><td>2029 年 10. 1～</td><td>ゼロ</td><td>2028. 10. 1～2030. 9. 30 まで</td><td>50%</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2030. 10. 1～2031. 9. 30 まで</td><td>30%</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2031. 10. 1～</td><td>ゼロ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 365

7 行目下に
追記</td><td>3) 2 割特例（売り手側の経過措置）
……
なお、令和８年度税制改正により「個人事業者」である適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）については、2027 年・2028 年分の納税額を売上消費税額の３割とすることができる特例が設けられる。</td></tr>
</table>

次ページに続く

第3分冊　不動産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 14 5)の後に 6)・7)・8) を追記	**6) 所有不動産記録証明制度（2026 年 2 月 2 日施行）** 相続登記の義務化に伴い、当事者の手続的負担の軽減化と登記漏れを防止する観点から、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について、法務局（登記官）が一覧的にリスト化し、「所有不動産記録証明書」として交付する制度である。所有権の登記名義人、その相続人や承継人などが請求することができる。 **7) 住所等の変更登記申請の義務化（2026 年 4 月 1 日施行）** 不動産の所有者（所有権の登記名義人）が、住所や氏名、名称を変更した場合は、その変更日から２年以内の変更登記申請が義務付けられる。正当な理由なく、義務に違反した場合は過料（５万円以下）に処せられる。 なお、法施行日前に住所や氏名・名称に変更があった場合は 2028 年３月末日までに登記申請する必要がある。 **8) スマート変更登記（2026 年 4 月 1 日施行）** 住所等の変更登記の義務化に伴い、土地や建物など不動産の所有者について、住所や氏名・名称等に変更があった場合に、法務局が自ら調査して変更登記を行う制度である。本制度を利用するには、事前に「検索用情報の申出」を行う必要がある。
p. 90 図表を更新	図表 6-55・建物復旧と集会の決議 滅失の条件：専有部分の滅失 ／ 復旧：原則、所有者が単独で自己費用で復旧できる。 滅失の条件：共用部分の建物価格の２分の１以下の部分が滅失 ／ 復旧：集会に出席した区分所有者および議決権の過半数の決議 滅失の条件：共用部分の建物価格の２分の１を超える部分が滅失 ／ 復旧：区分所有者および議決権の過半数が出席した集会における区分所有者および議決権の３分の２以上の決議
p. 99 適用期限延長	図表 6-63・登録免許税の税率 表内　①④ 適用期限　2026 年 3 月末　→　2029 年 3 月末　へ延長
p. 102 床面積要件 緩和 期限延長	図表 6-65・課税標準の特例の適用要件と控除額 床面積要件改定 ・新築住宅　~~50 ㎡~~以上 240 ㎡以下（戸建住宅以外は 40 ㎡以上 240 ㎡以下） →　40 ㎡以上 240 ㎡以下 特別区の特定都市再生緊急整備地域内は 50 ㎡以上 240 ㎡以下 ・中古住宅　~~50 ㎡~~以上 240 ㎡以下　→　40 ㎡以上 240 ㎡以下 欄外（注 2）~~2026 年 3 月 31 日~~まで適用　→　2031 年 3 月 31 日まで適用
p. 106 期限延長	図表 6-68・固定資産税と都市計画税 最下段：特定の増改築等：~~2026 年~~3 月末　→　2031 年 3 月末
p. 107 免税点改定 2 行目 文末に追記	**(3)免税点と非課税** …… ……課されない。なお、なお、2027 年度以後、家屋の免税点は 30 万円未満、償却資産の免税点は 180 万円未満に引き上げられる。 また、国や……

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 109 期限延長 床面積要件 緩和	**(6) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置** ~~2026 年 3 月 31 日~~までに新築… →　2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日の間に新築… ① 住宅の床面積は ~~50 ㎡（アパート等は 40 ㎡）以上 280 ㎡以下~~であること。 →　①住宅の床面積は 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること。 図表 6-71・新築住宅に係る固定資産税の減額措置 表内　① 居住部分の床面積　　40 ㎡以上 240 ㎡以下　に改定
p. 110 期限延長 2)・3) 床面積要件 改定	**(8) その他の特例** 2026 年 3 月 31 日までに　→　2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日の間に 2）バリアフリー改修を行った場合の固定資産税の特例 3）省エネ改修を行った場合の固定資産税の特例 上記特例に係る改修後の住宅の床面積を 40 ㎡以上 240 ㎡位以下に改定
p. 116 記述変更	**① 住宅ローン控除（住宅借入金特別控除）** 返済期間 10 年以上の住宅ローンを利用して住宅を取得等した場合の税額控除制度。2026 年 1 月から 2030 年 12 月の間に居住開始の場合は、控除年におけるローン残高の 0.7%相当額を税額控除できる。 なお、控除対象となる新築住宅等の省エネ基準は、ＺＥＨ水準省エネ住宅以上で、省エネ基準適合住宅は、原則として 2027 年以前居住開始に限られる。
p. 122 適用期限延長	**(1)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除** **1）譲渡資産の適用要件** ① 2024 年 1 月～2027 年 12 月の間の譲渡損失であること
p. 123 p. 124 適用期限延長	**(2)　特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除** **1）譲渡資産の適用要件** ① 2024 年 1 月～2027 年 12 月の間の譲渡損失であること
p. 124 ⑤を追記	**(3) 居住用財産の譲渡所得の特別控除「3,000 万円の特別控除」** **1）譲渡資産の要件** ⑤ 居住の用に供さなくなった日から３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡すること。
p. 126 期限延長	**(5) 特定の居住用財産の買換え特例** **1）譲渡資産　　買換取得資産の要件** ① 2026 年 1 月～2027 年 12 月の間の譲渡であること
p. 138 期限延長 記述変更	**(7) 低未利用地等の活用促進** 個人が所有する土地等で、譲渡した年の１月１日で所有期間が５年を超え、居住用・事業用等に利用されていない、または、その利用の程度が著しく劣っている土地（低未利用地等）に該当するものを 2026 年１月から 2028 年 12 月 31 日の間に譲渡した場合、その譲渡所得の金額から 100 万円（100 万円に満たないときはその長期譲渡所得の金額）を控除することができる。ただし、譲渡先が配偶者や特別の関係のある者の場合は適用されない。
p. 152 法改正 図表下に 追記	**2）有効活用による相続対策の効果（賃貸物件の建築事例）** **図表 6-91** **① 2027 年 1 月以後に相続・贈与により取得する貸家建付地の評価** 2027 年以後、被相続人・贈与者が相続開始前・贈与前 5 年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（原則として取得価額をもとに斟酌割合 0.8 を乗じて算定）によって評価される（令和 8 年度税制改正）。

次ページに続く

第3分冊　相続・事業承継設計

該当ページ	改定内容等
p. 189 法改正 2 行目の 記述変更	**(3) 離婚の種類と届出** **1) 協議上の離婚（協議離婚）** …子の親権者を定めなければならない。親権について、父母の双方（共同親権）か、父母のいずれか一方（単独親権）かを定めることができる。離婚の届出は…
p. 189　法改正 2 行目の 記述変更	**3) 財産分与と贈与税** …。ただし、離婚の時から５年（離婚が 2026 年３月以前の場合は２年）を経過すると請求できない。
p. 217 法改正 追記	**(2)遺言方式の種類と特徴** 図表 7-16　「公正証書遺言」の「作成方法」に下記を追記 ・手続きのデジタル化により、リモート方式での作成も可
p. 221	**４．公正証書遺言のデジタル化**　（現行の「４．相続の効力）は削除」 2025 年 10 月１日以後、公正証書の作成手続きがデジタル化されたことにより、原則として公正証書遺言は電子データで作成・保存されることとなった。 従来のように遺言者が公証役場に出向くことなく、ウェブ会議（リモート方式）による公正証書遺言の作成が可能となった。
p. 242 制度廃止	**６．教育資金の一括贈与の非課税措置** 本非課税措置は、2026 年３月末日の期限到来により廃止された。制度廃止後も、過去の特例利用者については、贈与の時期に応じた措置が継続される。
p. 256 ⑤記述変更	**2)　延納の条件** ⑤ 延納期間は最長５年。元金均等年払いで、利子税と共に納付する。
p. 356 （注）を追記	**２．財産の評価上の分類** 図表 7-70・評価方法の概要　欄外に（注）追記 （注）貸家建付地については、2027 年以後の相続・贈与の場合、相続開始前５年以内の取得については、原則として時価（取得価額に斟酌割合を加味）で評価。
p. 310 p. 320 法改正 各項目に 右記を追記	**(5)貸家建付地** **(2)貸家の評価** **① 2027 年１月１日以後に相続・贈与により取得する貸家建付地の評価** 2027 年以後に、被相続人・贈与者が相続開始前・贈与前５年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（原則として取得価額をもとに斟酌割合 0.8 を乗じて算定）によって評価される（令和８年度税制改正）
p. 365 p. 367 期限延長	**(1) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（特例措置）**　図表 7-120 **(2) 非上場会社の株式等に係る相続税の納税猶予制度（特例措置）**図表 7-121 （図表内）「特例承継計画」の項目 …を策定して ~~2026 年 3 月 31 日~~までに → 2027 年 9 月 30 日
p. 368	**(3) 特例措置と一般措置の異なる点**　図表 7-122 （図表内）「事前の計画策定等」の項目 ~~2026 年 3 月 31 日~~までに特例承継計画を提出 → 2027 年 9 月 30 日
p. 374 税率改定	**(2)純資産価額方式**　（純資産価額方式の計算式・枠内税率） $$株\ 価 = \frac{A-(A-B)\times 38\%}{発行済株式数}$$

以　上